

「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた対応等について

1 本県の課題

(1) 待機児童の早期解消

- ・認可保育所定員 15,755名（H22.4） → 16,207名（H26.1）（+452名）
- ・待機児童数（10月） H22：123名、H23：159名、H24：199名、H25：170名

(2) 過疎地域等における子育て支援サービスの充実

- ・妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業 ← 全市町村で実施 ※（ ）内は実施市町村数
- ・地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業 ← （23）
- ・ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業 ← （19）
- ・病児・病後児保育事業（16） ・一時預かり（14）

(3) 保育士等の人材確保と資質向上

- ・認可保育所の保育士数 2,613名（H22.4） → 2,775名（H25.4）（+162名）
- ・関係機関、保育事業者等と連携した処遇改善、マッチング対策等が必要

2 「子ども・子育て支援新制度」の主なポイント

(1) 幼児教育、保育、子育て支援の計画的な推進

- ・市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定
- ・県は、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定

(2) 潜在需要を踏まえた保育等の提供

- ・全ての市町村において「ニーズ調査」を実施し、現在集計中

(3) 保育所への入所要件の緩和

- ・新たにパートタイム、求職活動等への拡大予定

(4) 地域の子育て支援サービスの確保と充実

- ・市町村が、放課後児童クラブ等の子育て支援を「地域子ども・子育て支援事業」として積極的に展開

3 今後の予定

- 平成26年3月末 ニーズ調査を踏まえた保育等の必要量を算定
- 平成26年夏頃 県計画骨子を取りまとめ
- 平成27年3月 県計画策定